資料１

バリアフリー基本構想（全体構想）の改定に向けて

１．背景・目的

北区では、平成 14 年に「北区交通バリアフリー基本構想」を策定し整備を進めてきました。その後、平成 18 年の「バリアフリー法」施行や社会情勢の変化に対応し、より一体的なバリアフリー化を推進するため、平成 27 年度に「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」を策定しました。

平成 28 年度以降はこの全体構想に基づき、「地区別構想【赤羽地区、滝野川地区、王子地区】」を順次策定し、具体的な特定事業計画に沿って着実に事業を推進してきました。

また、令和２年度には中間評価を実施し、基本構想の目標年次である令和７年度には、これまでの進捗や社会情勢の変化を踏まえて最終評価を実施しました。さらに、バリアフリー整備の検討プロセスや到達点を整理した「知見集」も作成しました。北区バリアフリー基本構想の概要や、推進により完了した主なバリアフリー整備事例は、参考資料１をご確認ください。

令和８年度は、バリアフリー法の改正などの社会情勢の変化や、最終評価における事業の進捗状況、区民意見等を踏まえ、さらなるバリアフリー化の促進に向けて、全体構想の改定を行います。

令和９年度は地区別構想（特定事業計画を含む）の改定を行う予定です。

表　基本構想の推進に関する取組の経緯

<table>
<tr><th>年度</th><th colspan="2">検討内容</th><th></th></tr>
<tr><td>平成 27 年度</td><td colspan="2">全体構想　策定</td><td rowspan="9">毎年度、こころのバリアフリーの取組や、事業実施に合わせた当事者参画などを実施</td></tr>
<tr><td>平成 28 年度</td><td>地区別構想①
【赤羽地区】策定</td><td></td></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>地区別構想②
【滝野川地区】策定</td><td>特定事業計画①
【赤羽地区】策定</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>地区別構想③
【王子地区】策定</td><td>特定事業計画②
【滝野川地区】策定</td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td></td><td>特定事業計画③
【王子地区】策定</td></tr>
<tr><td>令和２年度</td><td colspan="2">中間評価とりまとめ</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td colspan="2">＜基本構想の目標年次＞　最終評価、知見集の作成</td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td colspan="2">全体構想の改定</td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td colspan="2">地区別構想・特定事業計画の改定</td></tr>
</table>

２．バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市区町村が作成するものです。

バリアフリー基本構想制度は、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

バリアフリー基本構想では、バリアフリー法に基づき、以下の内容を明示することが定められており、改定基本構想においても、この内容に基づき作成していきます。

表　バリアフリー基本構想で定める事項

項目	内容	備考
①重点整備地区における移動等円滑化の基本方針	バリアフリー基本構想作成の背景・理由や移動等円滑化の基本的な考え方など	**本日協議（資料２）**
②重点整備地区の位置・区域	重点整備地区の範囲や境界設定の考え方	**本日協議（資料３）**
③生活関連施設・生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項	生活関連施設・生活関連経路の選定や施設の整備方針など	**本日協議（資料３）**
④実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全・教育啓発特定事業、その他事業	来年度協議予定
⑤その他の事項	ソフト施策（心のバリアフリーの推進、情報提供、マナーの向上等）、地域特性に応じた施策、バリアフリー基本構想作成後の事業推進方法等についてなど	今年度第２回協議会で協議予定

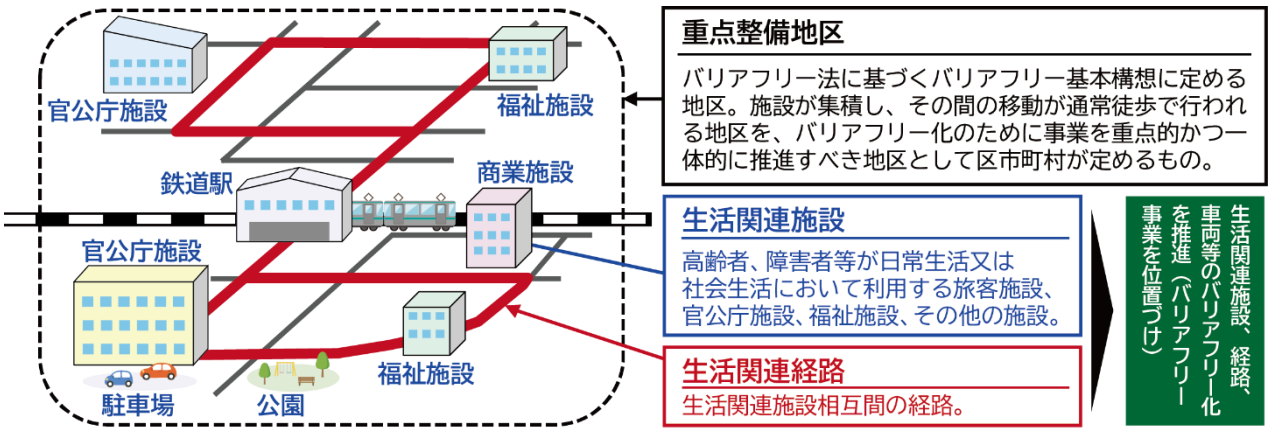


図　バリアフリー基本構想制度のイメージ

3. 今年度の検討体制と取組内容

今年度は、本協議会を中心に区民部会との連携・協力を図りながら、改定基本構想の検討を行います。具体的には、計３回の協議会に加え、区民部会委員の参加のもと、地区懇談会とまちあるき点検を実施します。

また、現在区では、区内の小中学生を対象に、アンケート調査及び動画配信を実施しています。これにより、子どもへのバリアフリーに関する周知・啓発を図るとともに、子どもの意見を改定基本構想に反映するものとします。

体制・取組	取組内容	構成員等
協議会（３回）	北区バリアフリー基本構想の改定に向け、バリアフリー課題を把握し、重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路を設定するとともに、バリアフリー方針の内容等について検討するため、協議会を実施します。	本協議会委員（高齢者・障害者団体等の代表者、学識経験者、関係行政機関、施設管理者、交通管理者、公共交通事業者等）
地区懇談会（１回）	現行の３つの重点整備地区（赤羽地区・滝野川地区・王子地区）ごとの特色や課題、地区別のバリアフリー方針を示すため、地区ごとによく利用する施設や、その施設の利用・移動に関する良い点・改善点、こころのバリアフリー・情報のバリアフリー等に関して、当事者等との意見交換を実施します。	区民部会委員（高齢者・障害者団体等の代表者、学識経験者、支援学校関係者）及び町会長
まちあるき点検（１回）	得られた当事者意見を事業種別・地区別のバリアフリー方針や特定事業の検討に活用するため、新規生活関連施設・生活関連経路や現行基本構想における完了事業等を対象に、まちあるき点検を実施します。	区民部会委員（高齢者・障害者団体等の代表者、学識経験者、支援学校関係者）及び委員の紹介者関係事業者
子ども向けアンケート	子どもへのバリアフリーに関する周知・啓発を図るとともに、得られた子どもの意見を改定基本構想に反映するため、バリアフリーに関する動画配信及びアンケート調査を実施します。	区内の小中学生

図　検討体制と実施方針

４．今年度のスケジュール

今年度のスケジュールは以下のとおり想定しており、改定基本構想についてはパブリックコメントを実施する予定としています。

令和９年度は、赤羽地区、滝野川地区、王子地区の各地区において、特定事業の更新を行い、地区別構想・特定事業計画の改定を行います。

また、引き続き区民部会を中心に、まちあるき点検等の継続的な取組を行い、意見や成果を計画に反映していきます。

■ 今年度のスケジュール（予定）

